

令和4年8月1日

市内高齢者施設
市内障害者施設
市内障害児施設 御中

名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室
高齢福祉部介護保険課
障害福祉部障害者支援課
名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課

高齢者施設・障害者施設等の従事者に対する新型コロナワクチン4回目接種について

日頃は、本市の予防接種行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナワクチンの追加接種（4回目接種）については、医療従事者等及び高齢者施設・障害者施設等の従事者が新たに対象となりました。

つきましては、新たに接種対象者となった従事者を含む接種対象者が早期に接種を受けられるよう努めてください。

なお、今後国等の方針により変更がある場合は、別途お知らせします。

記

1 概要（変更点について）

（1）新たに4回目接種の対象となる方

医療従事者等及び高齢者施設・障害者施設等の従事者

※通所系、訪問系サービスを含むすべての施設従事者が対象となります。

詳細なサービス種別については<参考>をご参照ください。

（2）接種券送付にかかる申請の要否

本市における、接種券の送付について以下のように変更します。

（ア）事前申請なしで接種券が送付される方

【従来】

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上60歳未満の方で、各種障害者手帳等をお持ちの方
- ・18歳以上60歳未満の方で、1・2回目接種において基礎疾患を有する者として接種を受けた方

【今回新たに追加】

・18歳以上60歳未満の方で、1・2回目の接種において、「医療従事者等」又は「高齢者施設等の従事者」として、予診票のチェック欄にチェックをした方

※1・2回目接種時に本市に住民登録をされていた方に限る。

※医療従事者については、令和3年7月12日までに2回目接種を完了した方に限る。

(イ) 申請に基づき、接種券が送付される方



・上記(ア)以外の方

※接種券送付についての考え方は市区町村によって異なります。他市区町村に住民登録をされている方については、そちらの市区町村に詳細をご確認ください。

2 接種券発行申請方法

申請に基づき接種券が送付される方については、以下の方法によりご申請ください。

(1) 従事者本人による申請

区分	内容	
申請方法	①インターネットによる申請 https://logoform.jp/form/mX9C/93946 (本市ウェブサイトからもアクセスできます。)	
	②郵送による申請 以下のウェブサイトをご覧ください。 https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000153225.html	

(2) 施設による代理申請

名古屋市に住民登録を有する従事者が在籍する施設について、施設の代理による接種券発行申請を受け付けます。

(ア) 手続きにおいて必要な申請書等

- ① 申請書
- ② 対象者一覧
- ③ 同意書（従事者本人の接種券発行に関する同意書で、自署が必要）
- ④ 医療機関等の指定、許可、認可、届出書等の書類の写し

(イ) 申請手続き等

インターネットでの申請受付を令和4年8月2日（火）午前10時から実施します。手続きの詳細については、下記URLより、本市ウェブサイトをご覧ください。

※URL は受付開始時より有効となります。



<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000155154.html>

(ウ) 発送先等

対象者の住民登録地に、3 回目接種日から 5 か月経過後、速やかに発送いたします。

3 その他

(1) 通所系・訪問系施設の接種体制構築について

従事者に対して、4 回目接種の対象となった旨を周知し、早期の接種を促すようお願いいたします。施設の取りまとめによる接種を実施する場合については、令和 4 年 5 月 30 日付事務連絡「高齢者施設での新型コロナワクチン 4 回目接種について」「障害者施設での新型コロナワクチン 4 回目接種について」の「2 取り組んでいただく事務」をご参照ください。

(2) 施設内接種におけるモデルナワクチンの積極的な活用について

令和 4 年 5 月 30 日付事務連絡「高齢者施設での新型コロナワクチン 4 回目接種について」「障害者施設での新型コロナワクチン 4 回目接種について」と同様ですが、施設内接種を実施する場合は、モデルナ社ワクチンの積極的な活用をご検討ください。

(3) 大規模接種会場での団体予約について

施設内接種を希望せず、本市大規模接種会場での接種を希望する場合は、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室ワクチンG（電話：052-972-4389）までご連絡ください。大規模接種会場の予約状況に応じて、団体予約の調整をいたします。

(4) 接種券発送に関する問い合わせ対応

「医療従事者等」又は「高齢者施設等の従事者」の方からの、申請不要で接種券を発送する対象者に該当するかの問い合わせについては、コールセンターにおいて、令和 4 年 8 月 1 日（月）午前 9 時から開始となります。

なごや新型コロナウイルス ワクチンコールセンター	電話：050-3135-2252 受付：午前 9：00～午後 5：30 (12/29～1/3 を除く)
-----------------------------	---

※原則本人からの電話でのみ対応します。（施設からの代理の問い合わせにはお答えできません。）

お問い合わせの際に、3回目接種までの接種券番号が必要となりますので、予め準備してください。

(5) 接種券無しでの接種について（再掲）

接種には原則接種券が必要ですが、5か月以上経過したにも関わらず、接種券が接種日までに届いていないなど、やむを得ない事情がある場合は、例外的に接種券が届いていなくても接種が可能です。詳細は令和3年12月23日付の「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（別添参照）をご参照ください。

<参考>従事者が接種対象として追加される施設

○高齢者施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模
多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介
護支援

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応
型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サ
ービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○障害者施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支
援（A型、B型）、就労定着支援

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪
問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、計画相談支
援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

○障害児施設

障害児入所施設

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援